

令和5年度

第1回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和5年4月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第1回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 軽微な農地改良の届出について

報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について

報告第5号 農地の使用貸借の解約について

報告第6号 時効取得を原因とする農地の所有権移転について

報告第7号 利用権の終了について

<出席委員> (7名)

1 番委員：加曾利 益弘

2 番委員：佐川 順一郎

3 番委員：渡邊 さなえ

5 番委員：鈴木 孝一

7 番委員：小高 康熙

8 番委員：矢代 とみ江

9 番委員：末吉 章二

<欠席委員> (3名)

4 番委員：森 紀久嗣

6 番委員：井口 峰幸

10 番委員：渡辺 忠洋

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 2 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 5 年度第 1 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、7 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>なお、渡辺会長及び森職務代理から欠席の連絡をいただいておりますので報告します。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 3 項の規定により会長及び職務代理に代わり最年長者の末吉委員に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>(末吉議長あいさつ)</p> <p>本日は大変お忙しい中、令和 5 年度第 1 回総会にお集まりいただき、ご苦勞様でございます。</p> <p>只今事務局長からお話のありましたとおり、本日は会長及び職務代理に代わり私が議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 3 番の渡邊委員、7 番の小高委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>今月は申請案件が 7 件提出されておりますので、先一括して事務局で説明を行った後に一件ずつ審議をお願いします。</p> <p>なお、申請番号 3-1、3-2 については〇〇委員自身が、3-4 については、〇〇委員自身が関与する案件のため、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは該当の委員には退室をしていただきます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」</p>

下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号1。所在：粟又地先。地目：田。地積：1,219 m²。義務者及び権利者：町内の方。事由：譲渡人/高齢であり今後耕作は不可能であるため、現在耕作している譲受人に譲渡したい。譲受人/自作地に隣接しており作業しやすいため。又、申請地を取得し規模拡大を図る為。権利内容：所有権移転。報告第5号と関連があり、農地の使用貸借解約通知書を受理しています。

番号2。所在：粟又地先2筆。地目：田。地積：1,693 m²。義務者及び権利者：町内の方。事由：譲渡人/高齢であり今後耕作は不可能であるため、現在耕作している譲受人に譲渡したい。譲受人/自作地に隣接しており、現在耕作していることから譲り受けるものとしたい。権利内容：所有権移転。報告第5号と関連があり、農地の使用貸借解約通知書を受理しています。

番号3。所在：下大多喜地先。地目：田。地積：1,738 m²。義務者及び権利者：町内の方。事由：譲渡人/親子ともに高齢で耕作未経験のため小作者に譲渡したい。譲受人/自所有地との割田で小作をしている申請地を取得し、経営の安定化を図る為。権利内容：所有権移転。

番号4。所在：葛藤地先。地目：田。地積：575 m²。義務者及び権利者：町内の方。事由：譲渡人/譲渡人は亡くなっており、相続人がおらず耕作者がいないため。譲受人/自宅から近いので耕作するため。権利内容：所有権移転。

番号5。所在：久我原地先。地目：田9筆、畑3筆 合計12筆。地積：6,934 m²。義務者：松戸市の方。権利者：東京都港区の方。事由：譲渡人/高齢で体調も芳しくなく後継者もいないので、譲受人の要望に応えるため。譲受人/現在東京に居住しているが、大学で農学部を卒業し、若い時から農業に興味があった。今回譲渡人の居宅、宅地を取得し、永住して農業を行う予定。農機具は借用し、農業については近隣住民の指導を得ながら耕作したい。権利内容：所有権移転。

番号6。所在：猿稻地先。地目：畑2筆。地積：1,166 m²。義務者：長生郡長南町の方。権利者：町内の方。事由：譲渡人/施設に入居したため管理ができないので譲渡したい。譲受人/所有地の隣接地のため、譲受け耕作したい。権利内容：所有権移転。

番号7。所在：猿稻地先。地目：畑。地積：218 m²。義務者：鴨川市の方。権利者：町内の方。事由：譲渡人/施設に入居したため管理ができないので譲渡したい。譲受人/所有地の隣接地のため、譲受け耕作したい。権利内容：所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

議 長 (末吉委員)	事務局の説明が終わりました。〇〇委員の退室をお願いします。 議案第1号、番号1及び番号2については、佐川委員が現地調査を担当してくださいました。両案件は譲渡人が同一のため、関連案件として一括して報告をお願いします。
佐川委員 (2番)	番号1、2について、3月30日16時頃から現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 番号1の現況は、飼料用作物が作付けされており、周辺は水田となっておりました。番号2の現況は、水田の作付け準備がされており、譲受人の所有している田と1枚にして利用されておりました。問題はないと思います。両案件ともに今までも譲受人が作付けしておりました。問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (末吉委員)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 (7番)	基盤整備等が行われて、水路等が整備されている農地なのでしょうか。
佐川委員 (2番)	基盤整備等はされてなく、水は自然水利が主となります。
議 長 (末吉委員)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号1について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (末吉委員)	異議なしと認め、番号1につきましては許可することで決定いたします。続きまして、番号2について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (末吉委員)	異議なしと認め、番号2について、許可することと決定しました。 〇〇委員の入室を認めます。
	続きまして、番号3については、私が現地調査を担当しましたので報告しま

	<p>す。</p> <p>番号3について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 譲渡人は、高齢で耕作未経験のため、現在耕作してもらっている方に譲渡したいそうです。 譲受人は、現在も耕作している土地を譲受け耕作したいそうです。問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>割田で耕作しているということは、どういうことですか。</p>
<p>議長 (末吉委員)</p>	<p>隣地と合わせて耕作しているということです。</p>
	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号3について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (末吉委員)</p>	<p>異議なしと認め、番号3につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号4の審議に入りますので、〇〇委員には退室をお願いします。 番号4については、加曾利委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。</p>
<p>加曾利委員 (1番)</p>	<p>番号4について、3月25日に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地は、道路から1m位下がっており、草刈りがされて保全管理されており、野菜等を作付けするそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (末吉委員)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>

<p>議 場</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号4について許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>異議なしと認め、番号4につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>〇〇委員の入室を認めます。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>続きまして、番号5については、鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>番号5について、3月28日 9時に代理人及び事務局と現地調査を行って来ましたので報告します。</p> <p>申請地は、資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>譲受人は、大学の農学部を卒業しており、譲渡人の居宅等を取得し永住するそうです。農業はやったことがないようですが、農機具等は近隣住民から借用し、指導も受けながら農業を行い、本人が出来なくなった場合は、知人が引き継いで利用していく予定だそうです。申請地は、取得予定の居宅の近くにあり、3筆は水田として耕作されておりました。耕作されていない場所も、1筆を除き保全管理されており、保全管理されていない場所も整備し農地として使用したいそうです。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>渡 邊 委 員 (3 番)</p>	<p>譲受人は、何歳の方ですか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>70歳です。</p>
<p>渡 邊 委 員 (3 番)</p>	<p>農機具は譲受人が所有しているものですか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>近隣の方から借用するということです。</p>

小高委員 (7 番)	譲受人とは会っていますか。
鈴木委員 (5 番)	会っていません。
事務局 (寺 井)	代理人を通しての申請なので会っていません。
佐川委員 (2 番)	譲受人は、この年齢になってから農業を始めるといことで、頭が下がるような思いですが、いつごろから何を作付けしようとしているかわかりますか。
事務局 (寺 井)	営農計画書だと、作付け予定の作物は米、ジャガイモ、サツマイモ、大根等となっており、譲受後耕作を始める予定だそうです。
	年齢的な心配もあると思いますが、体調不良となった場合は、一緒に耕作をする予定の後輩等が引続き耕作をするという計画が提出されております。
渡邊委員 (3 番)	譲受人は都内の方ですが、今回の申請地の情報はどこからの情報だったかわかりますか。
事務局 (鈴 木)	農機具等を貸出す方からの情報提供だと聞いております。
小高委員 (7 番)	以前も同じ申請地で申請があったと思うのですが、関係はあるのですか。
事務局 (寺 井)	関係があるとは聞いておりません。
小高委員 (7 番)	以前の案件と似ているように感じるのですが、休耕田等が増えてきているので、新規参入しやすくなっている状況があって、このような事例が出てきていると思います。
議 長 (末吉委員)	他に質問はありますか。
	それでは特にご質問がないようですので、番号5について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (末吉委員)	<p>異議なしと認め、番号5につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして、番号6及び7については、小高委員が現地調査を担当してくださいました。両案件は譲受人が同一であり、関連する案件ですので一括して報告をお願いします。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>番号6及び7について、3月31日午前9時から譲受人の父親及び推進委員と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請地は、草刈り等がされており、譲受人の父親により管理されているそうです。</p> <p>申請地の隣接地に農機具等を保管する倉庫がありました。</p> <p>申請地では、そら豆等を栽培していきたいそうです。</p> <p>譲渡人からは、同意書の提出がされております。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (末吉委員)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
佐 川 委 員 (2 番)	<p>写真を見ると、管理はされているのですが畑としては見えませんが、すぐに畑として利用できる状態となっていたのかと、譲受人の父親は何歳位の方かわかれば教えていただきたい。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>70歳代後半だと思います。</p> <p>耕作はされていなかったが、譲受人の父親が管理をされていたようなので、耕運機等で耕せば耕作出来ると思います。</p>
議 長 (末吉委員)	<p>他に質問はありますか。</p> <p>それでは特にご質問がないようですので、番号6について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (末吉委員)	<p>異議なしと認め、番号6につきましては許可することで決定いたします。続きまして、番号7について許可することとしてご異議ございませんか。</p>

議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (末吉委員)	異議なしと認め、番号7について、許可することと決定しました。 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」 を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり、 許可申請があったので審議を求める。 番号1。所在：横山地先。地目：畑。地積 391 m ² 。農地種別：2種。 農用地区域外。貸人：千葉市の方。借人：町内の方。事由：結婚して、 現在一時的にアパートに住んでいるが、手狭なため実家の近くの親が所有して いる農地に居宅を建築したい。雑排水は合併浄化槽を設置して既設道路側溝に 放流する。埋立はせず、整地のみ行う。転用を伴う使用貸借権設定
議 長 (末吉委員)	事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号1については、矢代委員が現地調査を担当してくだされ ましたので報告をお願いします。
矢 代 委 員 (8 番)	議案2号番号1について、3月29日午前中、代理人及び事務局 と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となり ます。 現況は、保全管理がされております。譲受人の方はアパートに住ん でいるが、結婚して手狭なため実家の近くの親が所有している農地に居宅を建 築したい。 水道は町営水道を利用し、雑排水は合併浄化槽を設置し既存の道 路側溝に放流します。埋め立ては行わず整地のみです。周りに家も ないので日照の影響もないと思います。 問題はないと思います。 ご審議のほどお願いします。
議 長 (末吉委員)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたしま す。
小 高 委 員 (7 番)	隣接農地の所有者に説明したとのことですが、どこの土地の所有 者でしょうか。
事 務 局 (寺 井)	申請地の北側にある土地の所有者です。

<p>小 高 委 員 (7 番)</p>	<p>譲渡人、譲受人は農業をやるのですか。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>両者とも農業をやりません。</p>
<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>他に質問はありますか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号4-3について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号1につきましては許可相当することで決定いたします。 続きまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>4頁をご覧ください。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和5年4月7日 整理番号5-1、3、4、6、8は新規、整理番号5-2、5、7は更新の案件です。 事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>

<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>ご質問がないようですので、番号5-1から5-8については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議 長 (末吉委員)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-1から5-8について原案のとおり決定することとします。</p> <p>議案第3号については以上です。 議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>8項をご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」 下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。</p> <p>番号5-1 所在・久我原地先。地目：田11筆、畑4筆10,053㎡。 権利：相続 権利者：町内の方 他、5-3まで3件の届け出がありました。 5-3については、斡旋希望がありましたので、耕作者を探していただきたいと思います。</p> <p>報告第1号は以上です</p> <p>報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p> <p>番号26。所在：葛藤地先。地目：畑。地積：708㎡ 他2筆 合計3筆 1,535㎡。変更登記地目：山林及び宅地。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地葛藤〇〇の現況は、メダケが群生し、雑木が生い茂り荒廃化していたため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。</p> <p>照会地同字〇〇の現況は、資材置場となっており、地元住民の話によると、現況が変化してから20年以上が経過しており、現況課税がされている。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。</p> <p>照会地同字871番2の現況は、桜が植栽されており、地元住民の話では25</p>

年以上が経過しているとの事である。又照会地は斜面となっており、耕作には不向きな土地であるため、農地として復元するのは困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：町内の方。

番号 27。所在：久我原地先。地目：田。地積：727 m²。変更登記地目：宅地。登記原因・日付：地目変更/平成年月日不詳。照会地の現況は、照会地北側に倉庫及び車庫が建てられていた。申請代理人によると、本照会地は20年以上前から資材置場として利用されており、税務住民課の情報によると、建物が建築されたのは平成21年で、翌年から現況課税がされている。従って建物が建築されている北側半分については農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答する。一方で南側の残地については、平らで耕作可能と判断し、農地として回答する。土地所有者：町内の方。

報告第2号は以上です

報告第3号「軽微な農地改良の届出について」下記のとおり、届出があったので報告する。

番号 1。所在：田丁地先。地目：田 3 筆。地積：1,847 m²の内 500 m²以内。埋め立て後の利用：畑。届出者：町内の方。工事期間：令和5年4月12日から7月11日まで

報告第3号は以上です。

報告第4号「利用権の中途解約に係る通知について」下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 1。所在：横山地先。地目：田 3 筆。地積：3,063 m²。貸付人及び借受人：町内の方。事由：大多喜町がフラワーパークで使用する申出があったため。

報告第4号は以上です。

報告第5号「農地の使用貸借の解約通知について」下記のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 1。所在：粟又地先。地目：田 2 筆。地積：1,693 m²。貸付人及び借受人：町内の方。事由：所有権移転するため。

この他2件の解約通知が提出されております。

報告第5号は以上です。

報告第6号「時効取得を原因とする農地について」下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の時効取得に係る通知があったので報告する。

番号 1。所在：葛藤地先。地目：畑 4 筆。地積：3,182 m²。権利者：埼玉県坂戸市の方。義務者：〇〇。

	<p>報告第7号「基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権終了）について」下記のとおり、基盤強化法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知）の第9の3の（4）の④の規定により、通知を行ったことを報告する。</p> <p>番号5-1。所在：中野地先。地目：田及び畑12筆。地積：10,958㎡。貸付人：町内の方。借受人：市原市の方：解約事由期間満了による。他1件です。</p> <p>報告第7号は以上です</p> <p>報告事項は以上となります。</p>
<p>議 長 （末吉委員）</p>	<p>以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>続きまして議事日程6「その他」に入ります。</p>
<p>事 務 局 （ 鈴 木 ）</p>	<p>ありません</p>
<p>議 長 （末吉委員）</p>	<p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事 務 局 長 （秋山課長）</p>	<p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>閉 会（午後3時45分）</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月5日

議長 末 志 章 二

署名委員 渡 邊 工 治

署名委員 小 高 康 昭